

# 延長保育ポリシー

(2008年4月1日から実施)

(1)延長を含む保育時間は、午前8時30分から午後4時30分の間です。それ以前、以降でご利用の場合(最長午前7時30分から午後6時30分)は、あらかじめ知らせてください。

(2) 延長保育実施日は、あらかじめ発行する年間予定表で確認してください。なお、変更が生じる場合があるので、月間の予定表でもその都度、確認してください。特に行事前の実施日に注意してください。予行演習などの為に変更することがあります。

(3) 延長保育を実施する目的は子育て支援です。なかでも、できる限り働くお母様方に利用して欲しいと願っています。このシステムが長く続けられるためにも、協力をお願いします。

(5) 午後4時30分を過ぎての利用は一名につき一回100円、5時30分を過ぎての利用は同200円です。

(6) これは、三重県私立高等学校等教育改革推進(預り保育等推進)事業です。利用者の氏名、利用時間、担当者名などは監督官庁(三重県環境生活部)により閲覧されます。

(7) 2019年10月に幼児教育無償化が実施される場合は、毎日の延長保育と夏休み、冬休みなどの預かり保育利用料に一部変更が生じる可能性があります。